

公共交通空白地域での乗合タクシー実証実験運行の実施（八幡浜市）

【取組概要】

八幡浜市では、公共交通空白地域における地域住民の生活交通手段を確保するために、2013年度から中津川・釜倉・若山地区を対象に、道路運送法第4条の区域運行事業として国土交通大臣の許可を得て、乗合タクシーの実証実験運行事業を開始している。

運賃・運行区域等は、八幡浜市地域公共交通会議で関係者間の合意を得て決定しており、市街地と集落を結ぶ事前予約制の乗合タクシーを区域運行し、利用料金は定額制としている。

人口 36,199人

担当部署 八幡浜市総務企画部政策推進課
事業実施期間 2013年11月～現在
取組事例のURL なし



乗合タクシー車両

【取組のポイント(特徴・先進性・特色など)】 【今後の構想や、他団体との連携の可能性】

- 持続可能な運行形態を目指し、試算欠損がより少額な「予約制による乗合タクシー」導入を市内部協議で検討
- 先進地視察を実施し、モデル地区意見交換会で住民の意見を取り入れた後、八幡浜市地域公共交通会議に実証実験案を提示し、合意を得て運行を開始
- 既に「旅客自動車運送事業」を行っているタクシー事業者に運行を委託し、国土交通大臣への許可申請手続についても委託事業者が行う。
- 現在までの19ヶ月間に1,892人が利用
- 1便当たり乗車人数2.0人、収支率35.6%

- 既存のタクシー会社に業務委託することにより、当該会社の車両及びシステムを流用することができ、車両購入費及び配車・予約等システム維持費がかからず、タクシー運賃相当額の委託料で運行できている。コストパフォーマンスに優れた運行形態のため、事業実績も良好な結果を得ており、本格導入について検討中である。
- 通院・買い物など市内中心部に向かう住民、特に高齢者等交通弱者の日常生活を支える地域公共交通システムとして、他地区への事業拡大についても検討中である。



「のりば案内シート」※地面貼付